

平成28年3月定例教育委員会会議録

(1) 開会及び閉会に関する事項

平成28年3月23日(水)

三好市教育委員会1F 中会議室

開会 午後14時00分

閉会 午後17時10分

(2) 出席委員の氏名

委員長	小松 正	委員長職務代理者	谷 敏司
委員	前川 順子	委員	新久保 由美子
教育長	倉本 淳一		

(3) 委員を除くほか、議場に出席した者の氏名

▼出席職員

教育次長	松丸 忠仁
学校教育課長	東口 栄二
生涯学習・スポーツ振興課長	近藤 一樹
文化財課長補佐	大西 真吾
教育指導主事	喜多 雅文
池田学校給食センター所長	内田 妙子
学校教育課長補佐	山本 朱美

(4) 傍聴人

▼傍聴人 0名

◆小松委員長

ただいまの出席委員は5名であります。定足数を満たしておりますので、ただいまから平成28年三好市教育委員会3月定例委員会を開催したいと思います。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布しておりますが、一部変更させていただきます。

(5) 議事録署名者の指名

谷 敏司委員

◆小松委員長

初めに議事録署名者を決定いたします。議事録署名者は例月通り、谷委員さんをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、議案第46号“平成28年度就学援助費対象者の認定について”を議題といたします。関係部局より説明をお願いします。

◆山本課長補佐

それでは就学援助費について説明いたします。平成27年度までは6月教育委員会定例会において就学援助費の審議をしていただき、認定者については4月にさかのぼって支給をしていましたが、平成28年度からは4月から就学援助費の支給を実施したいので、本日の定例会にお諮りいたします。

本日は資料 1 から資料 5 までを配布させていただいております。資料 5 をご覧ください。三好市就学援助費交付規則第 2 条各項により、援助費の交付については、三好市教育委員会が交付を認めた者とすることになっておりますので、本日の教育委員会定例会におきまして、平成 28 年度の就学援助費の支給に係る該当者の認定についてご審議をよろしくお願いいたします。

まず、三好市就学援助費の種類ですが、規則第 3 条にありますように学用品費と通学用品費、通学費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、学校給食費、修学旅行費、医療費、これは、学校病に指定されている疾病に限ります。そして、部活動費の 8 費目となっています。それぞれの金額の内訳につきましては、資料 2 の 3 ページにあります。

認定における判断基準についてですが、規則第 5 条第 2 項第 1 号から第 16 号までのいずれかに該当することを要件としています。また、昨年の教育委員会で、認定における判断基準を資料 1 のように決定しています。資料 1 をご覧ください。認定における判断基準が①市民税が非課税の場合、認定となります。②所得月額が月額最低生活費の 1.3 倍未満の場合、認定となります。③所得月額が月額最低生活費の 1.3 倍以上 1.5 倍未満の場合ですが、2 年以内は認定となります。3 年目以降は却下といたしました。また、ひとり親世帯の場合、認定となります。障がい者のいる世帯の場合も、認定となります。④所得月額が月額最低生活費の 1.5 倍以上の場合、却下となります。⑤認定計算の例外ですが、同居の家族がある場合、該当児童生徒からみて 3 親等以上の家族の所得は、認定計算に含めない。また、同居の 2 親等以内のうち、兄弟の所得は認定計算に含めないとなりました。これらに該当するかどうかという事で、調査を行いました。

◆小松委員長

続きまして、個別の交付対象者についての審査を行いますので非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

これから非公開とします。

《 非 公 開 》

◆小松委員長

それでは非公開を解除いたします。本案は原案どおり認定することによろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

議案第 46 号“平成 28 年度就学援助費対象者の認定について”は原案どおり認定されました。

それでは議事日程の方にかえしていきます。まずは報告事項です。教育長から諸般の報告をお願いします。

(6) 報告事項

◆倉本教育長

それでは、事業報告をいたします。

まず、2 月 25 日、市議会が開会となりました。議会関係は、後ほど松丸教育次長の方から、まとめてご報告させていただきます。

3 月 6 日、土曜授業の発表会及び閉講式に出席いたしました。小松委員長さんもお参加をいただきましたが、一年間、ボランティアとして前川、新久保両委員さんにもお手伝いをいただき、お世話になりました。今年度初めての試みでしたが、子どもたちにもおおむね好評でしたので、来年度も継続

していくことにしております。

3月8日には、臨時教育委員会を開催させていただきました。平成27年度末の教職員人事異動案をご承認いただき、ありがとうございました。翌8日に県教委と調印を行い、明日の24日が新聞発表となります。

3月10日、校長会を開催いたしました。同日の午前中にエドバイザー会議を行いましたので、そこで出た意見等も踏まえ、来年度に向けての三好市の重点施策等について、指示、連絡をいたしました。来年度は、今年度に引き続き学力向上に加えて、不登校対策について重点を置くことを確認いたしました。

3月11日、中学校の卒業式に出席いたしました。委員の皆様にもそれぞれ各学校へご出席をいただき、お世話になりました。

3月12日、市制10周年記念式典に出席いたしました。小松委員長にもご多用のところご出席をいただき、ありがとうございました。

3月15日、各学校長から教職員に対して人事異動の内示を行いました。教職員からは、特に疑義についての問い合わせがありませんでしたので、スムーズに人事異動が実施できたものと理解しています。

3月16日、私は公務の関係で参ることができませんでしたが、委員の皆さんにご参加いただきました人推協視察研修、お疲れ様でした。担当課からは、講話も好評で実のある研修視察であったとの報告を受けています。

3月19日、富士正晴文芸誌賞の表彰式、お世話になりました。文芸誌甲子園という小さな表彰式ですが、皆さんのご出席のおかげで、盛大に実施することができました。有難うございました。

つぎに、行事予定を申し上げます。

3月25日、10:30より給食センターの竣工式を行います。ご出席をお願いします。4月5日、総合教育センターで県・市町村教委行政連絡協議会があります。また、4月7日から11日にかけて、各学校での入園式、入学式があります。どうかよろしく願いいたします。また、4月18日、校長会及びエドバイザー会議を行うことにしております。エドバイザーでは、長い間努めていただいた岡田明美先生に代わって現白地小学校長の下川純代先生が就任していただくことになっております。

最後に、4月定例教育委員会は、4月26日(火)、14:00から開催したいと考えておりますが、ご都合はどうでしょうか。

以上です。どうかよろしく願いいたします。

◆小松委員長

最初に日程から確認したいと思います。次回の定例委員会は4月26日火曜日でよろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

報告事項について質疑等ございませんか。

◆前川委員

エドバイザー会議の時にエドバイザーさんから今年度の教育や子どもの様子で何か反省事項などあったのでしょうか。

◆倉本教育長

ありました。それぞれエドバイザーさんによって受け止め方、感じ方も違いましたが、各学校訪問されての感想を言っていました。しかし、特に大きく問題になるようなことはなかったと思います。

◆東口課長

私も出席させていただきましたが、私が印象に残ったのは、ざわついている生徒を注意できる先生が少なくなったというお話です。

◆倉本教育長

私も頭に残っているのは先生が教えていくときに教えるスピードについてです。我々は記憶の量や理解力などで学力のことをよく判断しますが、書く能力にもずいぶん差があるのではないかということでした。だから、ノートを取るにしても早い生徒もいるし遅い生徒もいます。遅い生徒を無視して次にいくために黒板を消して先へ進むということもあるので、学力ということを考えて時にそういう面も考えていく必要があると思いました。

◆前川委員

確かにそれはあると思います。例えば、今の想いを少し書かせたいと思った時に、想いはあっても書くことに抵抗みたいなものがある、すごく時間がかかってしまうので、できるだけ避けたくて宿題にしたりしているみたいです。早く書く子は字が乱雑になってしまっていて、それもそれでいけない丁寧な書かそうと思ったら時間がかかるし大変なところがあると思います。

◆小松委員長

松丸次長より議会の報告をお願いします。

◆松丸次長

2月25日に開会し、3月18日に散会した三好市議会2月定例会議について報告をさせていただきます。

まず、2月25日の開会日に先議されました、議案第3号“平成27年度一般会計補正予算(第6号)”が原案どおり議決をしていただきました。教育委員会関係の予算もございましたが、平成27年度の人事院勧告により“三好市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例”が議決されたことに伴う人件費でございます。

3月3日からの一般質問で教育委員会に関する質問は、吉田議員から、運動会の花形種目「組み体操」の骨折等による事故が問題になっており一部禁止する種目を含め、規制に踏み切る自治体があるが、全般的な体育指導に当たり、人材育成や適正な配置が必要だが、市教委としての現況の把握と今後の方針についての質問があり、教育長が答弁いたしました。

現在、三好市では小学校16校、中学校6校のうち、運動会等で「組み体操」の人間ピラミッドを実施しているのは小学校の7校のみであり、そのほとんどが3段程度の比較的安全性が高いものであり、過去5年間の運動会等において、病院や医師の治療を受ける必要が生じた人身事故は、骨折や捻挫など11件ありましたが、組み体操による事故は発生していません。児童生徒の安全性の確保を最優先するという観点から、これまで校長会において、運動会等における熱中症対策や組み体操の事故防止等の安全確保について、指示や指導を行ってきており、今後組み体操の禁止等につきましては、文部科学省や県教委からも通達が出されることも想定されますので、その趣旨を十分に踏まえながら適切に対処いたします。また、体育指導における専門員の学校配置につきましては、教職員定数や人材確保の問題等、様々な面から課題が多く、現状では厳しい状況であると答弁いたしました。

また竹内議員から、子ども・子育て支援施策についての関連で、現在三好市におきまして、幼稚園、保育所、認定こども園と3つの施設が混在しているが認定こども園への一本化に合わせ子育て支援部署も一本化の検討と、平成22年に策定された「就学前教育・保育基本方針」を社会情勢の変化等を踏まえ見直すべきではないかの質問がございました。教育委員会の見解と合わせて、福祉事務所長から答弁いたしました。認定こども園の一本化に合わせ子育て支援部署も一本については、就学前教育、保育体制構築の為に、子育て支援部署の一本化が必要と考えており三好市の行政組織再編も勘案しながら、重要な課題として検討するとともに「就学前教育・保育基本方針」は、早急な見直しが必要であると答弁いたしております。

議案質疑で質問はございませんでした。

次に3月11日と15日に文教厚生委員会が行われました。議案第9号“大歩危小歩危名勝地調査検討委員会設置条例の制定”については、調査区域についての質問があり、大歩危・小歩危両地区を天然記念物・名勝を目指して調査すると答弁いたしました。

議案第20号“三好市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について”につきましては、「今回の改正は三好市独自の負担軽減となっているのか」との質疑があり、「子ども子育て支援新制度

において、国が多子世帯やひとり親世帯等への優遇措置を拡充することに伴うもので、多子世帯についての年齢制限が撤廃されたが、第1子が18歳以上の場合は所得制限が設けられました。」と答弁いたしました。

議案第21号“三好市教職員宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例”につきましては、改正の理由についての質疑があり、教職員宿舍使用料について合併後見直しが行われておりませんでしたので、今後利用の見込みがある教職員宿舍について、徳島県公舎管理規則をもとに、築年数、面積で使用料の見直しを行ったと答弁いたしました。

議案第22号“三好市中央図書館条例の一部を改正する条例”につきましては、図書館長の職務と権限について質疑があり、図書館関係の条例規則を一本化し、すべての権限を館長に集約し図書館及び図書室の運営を行うこととし、管理の詳細については規則で定めると答弁いたしました。

議案第23号“三好市井川ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例”につきましては、利用料金等の質疑がありました。利用環境から2階中会議室を外し、1階会議室を追加し、1時間単位に利用料金を変更したこと、それから追加料金の規定を除くと共に備品等の使用料について無料と変更すると答弁いたしました。

議案第32号“平成27年度一般会計補正予算(第7号)”につきましては、各課の時間外勤務手当及び給食材料費が主な内容でしたが給食材料費の内訳についての質問がございまして、新学校給食センターでの研修用材料代として補正すると答弁いたしました。

議案第34号“平成27年度給食事業特別会計補正予算(第1号)”につきましては、昨年12月21日に発生いたしました給食の異物混入により、給食の喫食を中止したこととに伴うもので、その他財源を減額し一般財源を増額するものでございましたが、異物混入への対応についての質問があり、異物混入を起こした業者に施設整備の再点検を指示するとともに3週間の納入停止を行ったと答弁いたしました。

議題第35号“平成28年度一般会計当初予算”のうち、教育委員会関係につきまして、まず学校教育課の関係ではいじめ問題についての質問があり、「いじめ問題の事例報告はあるか」との質疑があり、「各学校に定期的に報告を求めているが現在、深刻な案件の報告は受けていない」との答弁いたしました。また、学校図書標準を早急に満たすよう取り組んでいきたいと答弁いたしました。

生涯学習・スポーツ振興課関係では、ウェークボードアジア大会選手権補助金についての質疑があり、今回全国大会の上位のグレードとしてアジア大会・世界大会の開催経費の2分の1補助することと答弁いたしました。

文化財課関係では、特にございませんでした。

議案第42号“平成28年度三好市給食事業特別会計予算”につきましては、給食費の補助についての質疑があり、児童生徒一人当たり40円の補助を実施するなど、子育て支援充実のため、平成27年度に比べ約5倍の補助を行うと答弁いたしました。

教育委員会関係の8議案も、原案どおりご決定いただきました。以上です。

◆小松委員長

ただいまの報告について質疑等ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

それでは、報告事項については以上です。

(7) 承認事項

◆小松委員長

続きまして、承認事項に入ります。“平成28年2月定例会議事録の承認について”を議題とします。事前に送っていただいておりますが、変更点等ございませんか。

(議事録修正のため省略)

◆小松委員長

議事録につきましては、以上の変更で承認をお願いします。

(8) 議 案

- 第 34 号 三好市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について
- 第 35 号 三好市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について
- 第 36 号 三好市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する規定について
- 第 37 号 三好市学校管理規則の一部を改正する規則について
- 第 38 号 三好市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について
- 第 39 号 三好市スクールバスの運行管理に関する規則の一部を改正する規則について
- 第 40 号 三好市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について
- 第 41 号 三好市中央図書館運営規則の一部を改正する規則について
- 第 42 号 三好市井川ふるさと交流センター管理運営規則の一部を改正する規則について
- 第 43 号 三好市教育関係職員のサービスの宣誓に関する規則の制定について
- 第 44 号 井内幼稚園の休園について
- 第 45 号 平成 28 年度三好市教育委員会重点施策について
- 第 46 号 平成 28 年度就学援助費対象者の認定について
- 第 47 号 平成 27 年度教育委員会活動の点検・評価について

◆小松委員長

続きまして、再び議案に入っていきます。議案第 34 号“三好市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について”を議題といたします。関係部局より説明をお願いします。

◆東口課長

4 ページをお願いします。議案第 34 号“三好市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について”でございます。今回たくさん議案がありますが、この 2 月の議会で条例改正があり、これまで“総合支所”と言われておりましたが、“総合”を除けて“支所”というふうに条例が改正されました。そして、職員の役職について係長や課長補佐が無くなりまして、主査や主査主任、主幹という形になりましたので、それらの文言を改正しております。その中の一つとして、三好市教育委員会公告式規則改正で、改正前は“教育委員会規則の公布は、市役所前及び各総合支所の掲示場に掲示してこれを行う。”というのを改正後は“総合”という文言を削除し“市役所前及び各支所前”と訂正しております。以上です。よろしくをお願いします。

◆小松委員長

ただいま関係部局から説明がありましたが、質疑等ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

本案は原案どおり決定することに異議ございませんか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

異議なしと認めます。よって議案第 34 号“三好市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について”は原案どおり決定いたします。

続いて、議案第 35 号“三好市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について”を議題と

いたします。関係部局より説明をお願いします。

◆東口課長

5, 6 ページをお願いします。議案第 35 号“三好市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について”でございます。これにつきましても、先ほど申しましたように職名の変更もありますが、これまで教育委員会の行政組織の中に給食センターの文言がありませんでした。第 5 条の分室の設置というのがございまして、そこに現在、分室というのは東祖谷に文化財の分室がございまして、それはそのまま残ります。“分室及び出先機関の設置”ということで出先機関の所に学校給食センターの文言を入れさせていただきました。第 5 条として“総合支所”を“支所”になっております。第 2 項に“第 2 条及び第 3 条に規定する教育委員会の事務のうち、学校給食事務を処理するため学校給食センター及び学校給食共同調理場を置く。”という文言を新たに入れさせていただきました。第 7 条の食および職務で改正前は“分室長”、“主幹”、“課長補佐”、“分室長補佐”、“主査”、“係長”とありますが、改正後は課長の次に学校給食センターも組織の中に入れましたので“所長”という文言を入れてあります。次のページに行きます。共同調理場の“場長”という文言も新たに入れさせていただきました。課長補佐が無くなり“主幹”と“主任主査”という形で変わりました。係長についても“主査”、主任主事はそのまま残しまして、給食センターが組織の中に入りましたので、“調理員”と“運転手”も新たに入れさせていただきました。改正前の第 7 条の 2 にありました、“前項に規定する職は、事務職員をもって充てる。”とありましたが、調理員、運転手については事務職員ではないので除けさせていただいております。この規則は平成 28 年 4 月 1 日から施行するというふうになります。よろしくをお願いします。

◆小松委員長

ただいま関係部局から説明がありましたが、質疑等ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

本案は原案どおり決定することに異議ございませんか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

異議なしと認めます。よって議案第 35 号“三好市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について”は原案どおり決定いたします。

続いて、議案第 36 号“三好市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する規定について”を議題といたします。関係部局から説明をお願いします。

◆東口課長

7 ページをお願いします。議案第 36 号“三好市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する規定について”でございます。先ほどから説明していたように職名の変更で、“係長、課長補佐”を“主査、主幹”というふうに変更したものでございます。これにつきましては、平成 28 年 4 月 1 日から施行するようになります。よろしくをお願いします。

◆谷委員

文言の変更のみの議案は同時に審議してもいいのではないかと思います。

◆小松委員長

そうですね。他に文言のみの改正した議案はありませんか。

◆東口課長

議案第 38 号“三好市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について”の 14 ページです。幼稚園の管理規則ですが、幼稚園の職名もこれまで“園長補佐”や“係長”だったのを“主幹”、“主任主査”というふうに変えました。

議案第 39 号“三好市スクールバスの運行管理に関する規則の一部を改正する規則について”も“総

合支所”を“支所”という文言に変えました。議案第 38 号と議案第 39 号が文言の変更になります。

◆小松委員長

議案第 36 号と議案第 38 号と議案第 39 号について一括で文言変更ということで質疑等ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆新久保委員

幼稚園で学校要覧などに職名を書くときに、徹底していなければ迷うことになりませんか。

◆東口課長

4 月からそれぞれ辞令が届きます。そこに書いてある役職を書いていただけたらと思います。

◆小松委員長

原案どおり決定することに異議ございませんか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

異議なしと認めます。議案第 36 号“三好市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する規定について”と議案第 38 号“三好市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について”と議案第 39 号“三好市スクールバスの運行管理に関する規則の一部を改正する規則について”は原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第 37 号“三好市学校管理規則の一部を改正する規則について”を議題といたします。関係部局より説明をお願いします。

◆東口課長

8 ページをお願いします。議案第 37 号“三好市学校管理規則の一部を改正する規則について”でございます。1 年かけまして学校事務の先生たちと協議を重ねまして、これまで決まっていた学校管理規則で現在そぐわない部分や不都合な部分について見直しをするようになりました。事務の先生からもいろいろご意見いただきまして、この度こういった形で改正案がまとまりましたのでご提案させていただきました。まず、改正前の 3 条が校外行事等ということで“校長は、学校における対外試合、水泳・キャンプその他の校外行事を実施し、又は参加しようとする場合、宿泊を伴う行事については教育委員会に届け出なければならない。”と決まっております。改正後は 2 として、“遠足及び修学旅行の実施基準については、別に定める。”ということで、今回、教育委員会内規として遠足や修学旅行については決めた方がいいのではないかとということで、この文言を入れさせていただきまして、内規として教育委員会として別に定めるという形にさせていただきました。

第 7 条、教科書以外の教材の使用で、これまで“(2) 学習の家庭及び休業中に使用する各種の学習帳（練習帳）及び日記帳”ということで第 7 条は“学校において学年又は学級の児童、生徒全部に対し教材として次のものを使用する場合は、あらかじめ校長は、教育委員会に届け出るものとする。”ということで(1)は“教科書又は準教科書とあわせて使用する副読本、解説書その他参考書”とあります。(2)として“学習の家庭及び休業中に使用する各種の学習帳（練習帳）及び日記帳”とありますが、事務の先生からこれを規定するとすごく煩雑になるというか、かなり量も多いので、これについては学校長の判断で使用させてほしいということがありましたので、(2)は削除ということになりました。

第 8 条、改正前は“学校は、フィルム、スライド、テープ及び実験器具等の教材教具で”とありましたが、現在フィルムは使っていないということで、改正後は“教材器具等”というふうにまとめてさせていただきました。

第 17 条の 3 項で“市費負担職員として学校用務員およびその他の職員を置くことができる。”という規則になっていましたが、市費職員として特別支援教育支援員も配備しておりますので、その文言も今回付け加えさせていただきました。

第 18 条の 9 項“事務室長は、校長の監督を受け、事務部門を総括し、学校事務をつかさどり、事務職員、用務員等を監督する。”とありますが第 17 条では“学校用務員”となっており、“学校”がついていたり、ついていなかったりしたので、今回“用務員”という文言に“学校”をつけて“学校用務員”となりました。12 項も“用務員”に“学校”をつけて“学校用務員”としています。また、“(1) 所掌校務にかかる事実証明等を行うこと。”、“(2) 所掌校務にかかる照会、回答等を行うこと。”をあえて明記していましたが、12 項が“事務室長は、校長の監督を受け、事務部門を総括し、”とあり、全般的なことを書いてあるので、細かく書かなくてもしているということで、(1)、(2) を削除という提案がありましたので、削除としました。

第 19 条、改正前は“市費負担職員は、校長の監督を受け、職務に従事する。ただし、事務長の在籍する学校においては、学校用務員は、事務長の監督を受けるものとする。”となっていますが、現在は事務室長という方もいらっしゃいますので改正後は“ただし、事務室長又は事務長の在籍する学校においては、”とさせていただきます。2 として“学校用務員の服務については、”ということですが、先ほど言ったように市費負担職員に学校用務員のほかに特別支援教育支援員もいますので、まとめて“市費負担職員の服務については、”という文言に変えさせていただきました。

第 22 条の 4、改正前は“事務室長又は事務長が不在の場合は、事務主任がその事務を代決することができる。”とありましたが、事務主任がいない場合もありますので、改正後は“事務室長又は事務長が不在の場合、あらかじめ校長が指定する順序で、その事務を代決する。”という形に変えさせていただきました。

第 31 条 3 項、“市費負担職員の勤務時間の割振りは、別に定める。”ということで、これも内規で学校用務員や特別支援教育支援員については市費負担ということで教育委員会の中の内規で定めるということで、“別に定める”と変えさせていただきました。

第 34 条に職務専念義務の免除とありましたが、第 41 条に職務に専念する義務の特例の項目が書かれていました。改正前の第 34 条の職務専念義務の免除が 41 条の職務に専念する義務の特例に含まれておりましたので、34 条については削除とさせていただきます。よって以降の条項が 1 条ずつずれています。

13 ページをお願いします。改正前の第 58 条の防火警備の項目で“校長は、学校の防火及び警備について、責任者を定める等常にこれに対する措置を講じておかなければならない。”とありましたが、今回新たに第 57 条として、“校長は、学校の防火、防災及び学校安全について責任者を定め、学校防災計画及び学校安全計画等を作成し、防火、防災及び学校安全管理上必要な対策を講じておかなければならない。”という形でより詳しく防災、学校安全を含めた形で新たに改正させていただきました。

改正前の第 60 条“学校において備えなければならない表簿は、別に定めるもののほか、”とありましたが、改正後では“学校に備えなければならない表簿は、学校教育法施行規則第 28 条第 1 項に規定するもののほか”と具体的に明記させていただきました。そして、“(3) 当直日誌 3 年保存”とありましたが、不要ではないかというご指摘がありましたので、削除しました。

新たにここ数年で校務支援のシステムを導入させていただきましたので、改正後、第 60 条として、“学校教育法施行規則第 28 条第 1 項に規定する表簿及び教育長が特に認めた表簿は、三好市立小中学校校務支援システムを利用して作成された電子データを表簿とすることができる。2 電子化した表簿の取扱については、三好市立学校情報セキュリティポリシーによるものとし、十分配慮する。”ということで加えさせていただきました。この規則は平成 28 年 4 月 1 日から施行するという事になっております。よろしく申し上げます。

◆小松委員長

ただいま関係部局から説明がありましたが、質疑等ございませんか。

◆新久保委員

この間、他の学校で 2 学期の通信簿の所見がそのまま 3 学期の所見に引用されていたという問題がありました。しっかり学校で管理していただけたらと思います。

◆小松委員長

ほかにございませつか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

本案は原案どおり決定することに異議ございませつか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

異議なしと認めます。よつて議案第 37 号“三好市学校管理規則の一部を改正する規則について”は原案どおり決定します。

続きまして、議案第 40 号“三好市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について”を議題といたします。関係部局から説明をお願いします。

◆東口課長

16 ページをお願いします。議案第 40 号“三好市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について”でございます。ALT の方の規則でございます。これにつきましては、ALT を紹介していただいている JET という組織があり、決まりごとが変つるたびにその都度、学校教育課に連絡いただきまして、今回も JET のほうから各公共団体で開示をしていただきますようお願いしますということで連絡をいただきました。第 1 条、“労働基準法”を“以下、「労基法」という。”とさせていただきました。これ以降に労働基準法という文言については労基法とまとめております。

第 2 条の定義で今まで三好市では“(1) 外国青年 英語指導助手 (2) 英語指導助手 語学指導に従事する外国青年”となつていましたが、JET でも外国語指導助手としていますので三好市でも“(1) 外国青年 外国語指導助手 (2) 外国語指導助手 主として教育委員会、又は小・中学校等に配置され、外国語担当指導主事又は外国語担当教員等の助手として職務に従事する者”と改正させていただいております。(3) “英語指導助手”を“外国語指導助手”というふうに変更しており、“(6) 任用団体 外国語指導助手を任用する組織”として JET が入れてきておりましたので三好市も入れさせていただきます。

第 3 条の改正後で“英語指導助手の職務”のままになっておりますので、“外国語指導助手の職務”に訂正をお願いします。第 3 条“外国語指導助手は、主として教育委員会又は学校において、所属長又は校長の指示を受け、次の各号に掲げる職務を行う”ということでこれまで 1 から 7 までであった文について 1 から 9 まで入れさせていただきます。2 として“外国語指導助手は、所属長の指示に従つて管下の学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で前項各号の職務を行う。”ということで、幅広く活動していただくという意味合いで今回このような文言を加えさせていただきます。

第 7 条、報酬及びその計算ですが、改正前につきましては“平成 24 年 4 月期来日日より”と難しい表現でしたが、現在平成 24 年 4 月以前に来日した ALT さんはいないので今回すべて削除になります。また、JET から指示があつたのは、“参加者の報酬は、来日初年度については月額 28 万円、再任用された場合の 2 年目については月額 30 万円、3 年目については月額 32 万 5 千円、4 年目及び 5 年目については月額 33 万円程度とする。”という明記がありましたので三好市教育委員会の規則にも明記させていただきます。

第 9 条、細かいですが“1 ヶ月”を“1 か月”としました。

第 11 条、勤務時間を“全校の勤務に当たつては、労基法第 32 条に基づき、当該週の勤務時間の合計が 40 時間を超える勤務をさせないものとし、1 日については 8 時間を超えて勤務させないものとする。また、同法第 35 条第 1 項の定めにより、毎週少なくとも 1 日の勤務を要しない日を与えるものとする。”ということで勤務の形態についての指示がきましたので入れさせていただきます。

第 29 条の懲戒処分についても (2) “禁固以上の刑に処せられた場合”処分することができるという形で新たに文言を付け加えさせていただきます。これにつきましては、先ほども言いましたよう

に ALT を総括している団体から改正をお願いしますということで連絡が来ましたので、それに基づき改正をさせていただきました。よろしくをお願いします。

◆小松委員長

ただいま関係部局から説明がありましたが、質疑等ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

本案は原案どおり決定することに異議ございませんか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

異議なしと認めます。よって議案第 40 号“三好市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について”は原案どおり決定します。

続きまして、議案第 41 号“三好市中央図書館運営規則の一部を改正する規則について”を議題といたします。関係部局から説明をお願いします。

◆近藤課長

20、21 ページをお願いします。議案第 40 号“三好市中央図書館運営規則の一部を改正する規則について”でございます。条例の方で三好市中央図書館条例とふるさと交流センターに図書館の条例がありました。一本化するというので規則の方も“三好市中央図書館運営規則”を“三好市図書館運営規則”にいたしました。第 1 条で“三好市中図書館条例”が“三好市図書館条例”になり、改正後に“三好市中央図書館・井川図書館”と明記させていただきました。第 2 章ですが、“図書館奉仕”とありましたが、平成 24 年に図書館の設置及び運営上、望ましい基準というのが国の方も規則で変更になっているので“図書館サービス”と改正しております。

第 2 条の事業ですが、先ほど申しましたように国の規則で改正になっております。一部改正いたしまして、三好市図書館独自の事業についてはそのまま明記して一部改正しております。

第 3 条の職員ですが、改正前は図書館に次の職員を置くということで、現在図書館に主事を設けておりませんので、“(3) 主事”については削除いたしました。3 の“司書、主事等は、館長の命を受けて、”とありましたが、“司書は、館長の命を受けて、”と文言を変更しております。あと、“図書館奉仕”を“図書館サービス”に変更してあります。

第 4 条の 2 項です。各公民館の休館日についてですが、中央図書館は水曜日、井川図書館は火曜日と定着しているということでそのままにしました。市民の皆様も困惑しますし、両方の図書館で月に一度協議をする日を設けていますので、休みの日が重なるとなかなかできないということでこのように改正いたします。3 項では時間ですが、井川図書館の場合は上の会議室の貸し鍵業務の関係午前 9 時から午後 7 時まで、中央図書館は午前 10 時から午後 7 時までしてくださいということなので、このように明記しております。

第 7 条の館内秩序です。改正前は“閲覧者は、館内においては静粛にし、特に閲覧室においては音読、雑話等他人の迷惑になるような行為をしてはならない。”とありますが、特に閲覧室を設けておりませんので削除いたしました。

第 18 条です。ここも“奉仕”を“サービス”に変更しました。そして、図書購入選定委員を設けておりましたが、選定委員会もなかなか開催できていないということで“協議会”に変更いたしました。協議会に変更したことによって、2 月に協議会を開催いたしまして、井川図書館、中央図書館に週刊と月刊誌を購入しており、本年度から購入する本、よく読まれている週刊誌、月刊誌については協議し変更いたしました。

第 19 条の“図書購入選定員は、三好市民のうちから教育長が推薦し、三好市教育委員会が委嘱する”とありましたが削除いたしました。よって、改正後は以降の条項が 1 条ずつずれています。

改正後の第 19 条は“図書購入選定委員”を“図書購入選定協議会”、“奉仕”を“サービス”に変

更してあります。

改正後の第 20 条、改正前“委員”を“協議会”に変更し、定員数を“若干名”としています。また、この規則は平成 28 年 4 月 1 日から施行するとします。以上、よろしく申し上げます。

◆小松委員長

ただいま関係部局から説明がありましたが、質疑等ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

本案は原案どおり決定することに異議ございませんか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

異議なしと認めます。よって議案第 41 号“三好市中央図書館運営規則の一部を改正する規則について”は原案どおり決定とします。

続いて、議案第 42 号“三好市井川ふるさと交流センター管理運営規則の一部を改正する規則について”を議題といたします。関係部局から説明をお願いします。

◆近藤課長

24 ページから 28 ページまでをお願いします。議案第 42 号“三好市井川ふるさと交流センター管理運営規則の一部を改正する規則について”でございます。これも先ほど申しましたように、一本化になったために、ふるさと交流センターの図書館に関する条文の改正、削除いたしました。まず、第 3 条の交流センター利用登録ですが、3 条は図書館の利用登録の文言で、条例の方で制定をいたしましたので削除いたしました。

改正前の第 5 条（4）ですが、“その他、公共物の愛の精神による使用法一切に注意すること。”とありましたが、“愛の精神”という表現がわかりにくいので削除いたしました。

改正前の第 7 条です。“図書館は、図書館法第 3 条の趣旨に基づき、次の事業を行う。”とありましたが、“三好市図書館管理運営規則で別に定める。”とし、第 8 条から第 16 条については削除いたしました。

改正前の第 17 条、（2）“調査研究報告書等を作成し、”とありますが、調査研究資料を作成する必要がないのではないかということですので、削除いたしました。この規則は平成 28 年 4 月 1 日から施行するとなりますのでよろしく申し上げます。

◆小松委員長

ただいま関係部局から説明がありましたが、質疑等ございませんか。

◆松丸次長

改正後の第 6 条も図書館のことについてなので削除でいいのではないのでしょうか。そして以降、条項が 1 つずつずれていくということでもいいと思います。

◆小松委員長

以上の訂正でよろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

本案について異議ございませんか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

異議なしと認めます。よって議案第 42 号“三好市井川ふるさと交流センター管理運営規則の一部を改正する規則について”は 1 つの訂正で決定します。

続いて、議案第 43 号“三好市教育関係職員のサービスの宣誓に関する規則の制定について”を議題とします。関係部局から説明をお願いします。

◆東口課長

29 ページをお願いします。議案第 43 号“三好市教育関係職員のサービスの宣誓に関する規則の制定について”でございます。これまでサービスの宣誓に関する規則が制定されていませんでした。“三好市職員のサービスの宣誓に関する条例第三条の規定に基づき、教育関係職員のサービスの宣誓に関する規則を次のように定める。”といことで、第 1 条に趣旨、この規則は、三好市職員のサービスの宣誓に関する条例に基づき、教育関係職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。第 2 条に宣誓を受ける上級公務員、条例第二条に規定する上級の公務員を教育長とする。第 3 条に宣誓、新たに職員となった者は、教育長の前で、条例第二条に規定するサービスの宣誓をしなければならない。ただし、教育長が公務その他やむを得ない事由で、宣誓を受けることができない場合は、教育長が定める者（以下「宣誓執行者」という。）に代理させることができる。2、宣誓をする職員が学校の職員である場合は、宣誓執行者をその職員の属する学校長に代理させることができる。第四条に宣誓書の取扱、宣誓書は、教育委員会で管理保管するものとする。2、前条第 2 項の規定により宣誓を受けた者は、宣誓書を教育委員会に送付しなければならない。続いて第五条ですが、第四条となっているので訂正をお願いします。第五条は具体的事項の委任、この規則に定めるものを除く外、職員のサービスの宣誓に関する具体的事項について特に必要がある場合には、教育長が別に定めることができる。このような制定案を出させていただきました。よろしくをお願いします。

◆倉本教育長

今までは新任の先生は県で辞令交付式を受けた後、それぞれの市町村教育委員会で宣誓をしていました。つまり、県から帰ってきて、教育委員会で宣誓をして、学校へ戻ると、顔合わせや打ち合わせをしたいのにできにくいということで、学校長の前で宣誓をしてくださいということになりました。

◆小松委員長

ただいま関係部局から説明がありましたが、質疑等ございませんか。

◆谷委員

今まで宣誓はしていたのですか。

◆倉本教育長

していました。宣誓をしなければ条例上業務ができません。

◆小松委員長

三好市へ新しく着任した場合、その都度宣誓をするのですか。

◆倉本教育長

そうではありません。新規採用のみです。新任の先生は県庁へ行って辞令をもらいます。

◆小松委員長

県庁では宣誓をしないのですか。

◆倉本教育長

宣誓はサービス監督者の前ですることになっています。市町村の学校へ配属された先生のサービス監督者が教育委員会なので教育長の前で宣誓をしなければいけませんでした。それは大変なので学校長に任せるとい規則を作ることになりました。

◆谷委員

宣誓しなければならないのは三好市の条例で決まっているからですか。

◆倉本教育長

法律で決まっています。

◆松丸次長

国の地方自治法の規定で条例を作り、その条例に基づいて三好市の規則を作りました。

◆谷委員

日本全国どこへ行っても宣誓をしなければならないということですね。

◆倉本教育長

そうです。

◆前川委員

三好市に転任した先生が対象ではなく、新規採用の先生が対象ということですか。

◆倉本教育長

そうです。新規採用の先生以外は採用されたときにサービスの宣誓をしているので必要ありません。

◆小松委員長

他にありませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

本案は原案どおり決定することに異議ございませんか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

異議なしと認めます。よって議案第 43 号“三好市教育関係職員のサービスの宣誓に関する規則の制定について”は原案どおり決定します。

続いて議案第 44 号“井内幼稚園の休園について”を議題といたします。関係部局から説明をお願いします。

◆東口課長

31 ページをお願いします。議案第 44 号“井内幼稚園の休園について”でございます。32 ページに全開もご提示させていただきましたが、井内幼稚園の園長より平成 28 年 1 月 5 日付で入園申し込みがなかったという報告を受けております。現在も入園の申し込みはございませんので、井内幼稚園を平成 28 年 3 月 31 日をもって休園としたいということで、今回ご承認いただけましたら、平成 28 年度から休園となります。よろしくをお願いします。

◆小松委員長

ただいま関係部局から説明がありましたが、質疑等ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

本案は原案どおり決定することに異議ございませんか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

異議なしと認めます。よって議案第 44 号“井内幼稚園の休園について”は原案どおり決定とします。

続いて、議案第 45 号“平成 28 年度三好市教育委員会重点施策について”を議題といたします。関係部局から説明をお願いします。

◆東口課長

33 ページからお願いします。議案第 45 号“平成 28 年度三好市教育委員会重点施策について”でございます。前回ご確認いただき、2 点ほど修正したうえで承認という形で受け取ったと思いますので、ご確認をお願いします。まず、37 ページです。(3) の③“H27 年度より実施の”を“H27 年度から実施の”と直しました。続いて、41 ページです。(2) の③“三好市給食センター”を“三好市学校給食センター”と直しました。この 2 点の修正です。よろしくお願いたします。

◆小松委員長

ただいま関係部局から説明がありましたが、質疑等ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

本案は原案どおり決定することに異議ございませんか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

異議なしと認めます。よって議案第 45 号“平成 28 年度三好市教育委員会重点施策について”は原案どおり決定します。

続いて議案第 47 号“平成 27 年度教育委員会活動の点検・評価について”を議題といたします。どのように進めていきますか。

◆倉本教育長

事務局評価を見ていただき、不審な部分がありましたら訂正していく、なければそのままというふうにしていただくといいと思います。

◆小松委員長

まず、1、教育委員会の活動からみていきたいと思います。事前に読まれていたと思いますが、事務局評価に対していかがでしょうか。

◆東口課長

総合評価は全体に占める A 評価の割合が 75%以上であれば A となります。各項目でいけば達成度が 90%以上が A、70 から 80%が B となります。

◆小松委員長

各項目での達成度 90%や 100%はどのように決めているのですか。

◆東口課長

この達成度 90%や 100%というのは、結局例年と比べて平成 27 年度は極端にこの項目が出来なかったとかできたという形になると思います。例えば 1、教育委員会の活動でしたら、休日開催は 0 回で一度も開催していません。臨時会も以前は 5 月と 3 月に開催していましたが、今年度は 3 月の 1 回のみです。移動教育委員会は東祖谷で一度したということで 1 回開催し、例年通りという形で評価を A にさせていただきました。

◆小松委員長

意見ですが、(4) 教育委員会と市長との連携で、総合教育会議を開きましたが、今年度が初めてだったので内容が良かったか悪かったか決めるのは早いと思いますが、改善点はあったと思います。前回はいきなり予算の話があったと思いますが、いきなり論議するとなってもできないと思います。また教育委員会としてどの部分を重点的に置きたいとか言う内容は、あらかじめ教育委員会の定例会議等で検討しておかないと、大きなテーマで出されても無理があると思います。

◆倉本教育長

総合教育会議の前に教育委員会全体で市長に提案する内容の打ち合わせがあったらいいということですかね。また来年度考えていきたいと思います。

◆小松委員長

他にございませんか。

◆倉本教育長

一つ一つ見ていくといろいろありますが、全体でみると A ではないかと思い、事務局評価は A にさせていただきます。

◆新久保委員

教育委員会の休日開催はどのようなときに行うのですか。

◆東口課長

傍聴人のことを考えて休日に開催したほうが来やすいと思っただけのことだと思っています。

◆松丸次長

パブリックコメントなどを募集しても非常に少ないです。だから、どうやったら関心をもってもらえるか考える必要はあると思います。

◆新久保委員

傍聴人がいないにしても教育委員会に対しての意見は前よりは増えたということはありませんか。

◆倉本教育長

教育委員会全体に対して、休日に開催したらどうかという要望や意見はありません。しかし、それぞれの課に対して、要望や意見はあります。しかし、教育委員会開催や基本方針に対しての意見はありません。

◆小松委員長

前年度も評価はAでした。前年度より悪くなったということはないと思います。変更なしでよろしいですか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

では、事務局案のままということできたいと思います。

続いて、2、教育委員会が管理執行する事務についてです。いかがでしょうか。

◆東口課長

“(6) 教育委員会規則及び規程の制定または改廃すること”の実施状況の“三好市スポーツ大会運営費等補助金交付要綱の一部化成”となっていますが“改正”に訂正をお願いします。

◆小松委員長

意見ですが、“(10) 通学区域を設定し、又は変更すること”の実施状況では“平成 27 年度については、休校等を決定した学校が無かったため通学区域の変更等は実施していないが、今後も児童生徒数の減少により統合検討すべき課題については、保護者の意見も十分考慮しながら実施する。”とありますが、実際はないので評価のしようがないと思います。だからこの項目は不要だと思います。

◆東口課長

(10) については実施していないから評価していないということで空白か斜線にしましょうか。

◆倉本教育長

現在、たとえば、西祖谷中学校の生徒が池田中学校へ指定校変更を出せば行けるなど、ある程度自由になっています。しかし、あまりにも多いのも問題があるのでルールを作ったほうがいいとも思っています。休校等がなくても、そういった内容で評価できることはできます。だから、評価するのであれば「できていない」ということでBまたはC評価になってしまっても仕方がないと思います。

◆小松委員長

どうでしょうか。

◆谷委員

評価することがあってしていなければBまたはC評価になるとと思いますが、評価することがなくてしていないのであれば評価欄は斜線でいいのではないかと思います。

◆小松委員長

校区の指定をあまり厳しくしすぎてしまうと、小規模校に対して野球やサッカーをしたいのにできないということになってきてしまうので、斜線でいいと思います。

◆倉本教育長

斜線でよろしいですか。

◆委員一同

はい。

◆東口課長

実施状況はこのままで、評価が斜線でよろしいですか。

◆倉本教育長

実施状況は“平成 27 年度については、休校等を決定した学校が無かったため通学区域の変更等は実施していない。”で以降の文は削除ということによろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

では、2、教育委員会が管理執行する事務については（6）の実施状況の誤字の訂正と、（10）の実施状況の文言の変更と評価を斜線ということによろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

続いて、3、教育委員会教育長に管理・執行を委任する事務についてです。今回はエドバイザー評価が入っていますので、そちらも参考にしたらと思います。

◆東口課長

黄色に塗りつぶしてある欄は平成 26 年度と文言が変わった箇所になります。

◆小松委員長

どうでしょうか。（3）の③が B 評価となっていますがどうですか。

◆倉本教育長

事務局評価も B 評価なのでいいと思います。

◆小松委員長

それ以外の項目は A 評価ですが、いかがでしょうか。

◆委員一同

いいと思います。

◆小松委員長

（1）の②、図書館についてですが、利用率や貸し出し数はどのようになっていますか。中央図書館を移動したときは利用率が上がっていたと思いますが、その後どうなっているのか教えてほしいです。

もう一つ、（3）の③、“人権室と共同で人権問題、人権学習会の開催やケーブルテレビを活用した啓発運動を促進する。”とありますが、ケーブルテレビで人権講演の放送を始めたと思います。その評価はどうなっていますか。

◆近藤課長

ケーブルテレビに関しては A 評価でいいと思います。人権室と共同で人権問題、人権学習会ができていないので、総合的に考えて B 評価としました。

先ほどのご質問の図書館ですが、入館者は平成 26 年度は中央、井川で 86,025 名です。平成 27 年度は 9 月 30 日現在ですが、55,375 名です。井川が平成 25 年度は含まれていませんが、59,386 名です。中央図書館だけで言いますと、平成 26 年度が 53,619 名、平成 27 年度が 9 月 30 日現在で、31,300 名程度です。平成 25 年度が 59,386 名です。今までは中央図書館の下に店舗がありましたがどんどん撤退していったために、入館者が減っていったということです。

◆東口課長

（1）の②の取組の計画と実施内容で“市立図書の管理”とありますが、“市立図書館の管理”です。訂正をお願いします。

◆小松委員長

次のページをお願いします。（2）地域文化の振興・継承と文化財の保護・活用についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

それでは、“(2) 地域文化の振興・継承と文化財の保護・活用”については事務局評価、エドバイザー評価にあわせませす。

続いて、(3) 豊かな生涯スポーツ社会の実現についてです。いかがでしょうか。

確認ですが、(1) の③、“各行は「体力向上計画」を策定し、「体力向上・運動習慣の確立」と「望ましい生活習慣の形成」をめざして取り組んだ。”とありますが、体力測定結果や推移、肥満の推移などはありますか。

◆東口課長

少々お待ちください。

◆小松委員長

他ありませんか。

(3) の③の実施項目の中で“三好市スポーツ施設整備基本構想に基づき、吉野川三野運動公園（仮称）整備基本構想を作成し、整備計画を進めている。”ということですが、今回完成になるのですか。

◆近藤課長

まだです。来年になります。

◆小松委員長

この項目はよろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

それでは、“(3) 豊かな生涯スポーツ社会の実現”も事務局評価、エドバイザー評価にあわせませす。

続いて、“2・たくましく、未来にはばたく子どもの育成”の“(1) 地域の特性を生かした特色ある学校づくり”についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

それでは、次のページをお願いします。“(2) 「生きる力」を育む学校教育の充実”についてです。いかがでしょうか。

◆東口課長

すみません。先ほど小松委員長より質問がありました、身体測定結果や推移、肥満の推移などをまとめているものがありましたのでお答えします。体力向上計画を学校が出しているものがありまして、握力、上体おこし、反復横跳びなどの平成 26 年度と 27 年度の比較した計画や結果を出してきております。肥満関係については、健康診断等で各地区で代表が肥満度 20%未満、20 から 30%など、数値でまとめたものを各担当がまとめて、肥満度が高い学校については養護教諭などに指導しております。

◆小松委員長

結果が良くなってきているのか、横ばいなのか教えてもらいたいです。

◆東口課長

全国体力テストでも 27 年度は 26 年度より何校かよくなってきている学校が増えてきている傾向です。

◆小松委員長

(2) の③、いじめについての項目ですが、教育長から平成 28 年度は不登校ゼロに力を入れていくという話がありましたが、ぜひ教育委員会としても重点項目として力を入れていきたいと思ひます。

◆東口課長

この B 評価の理由として、今おっしゃられたように不登校の未然防止についても各学校で取り組んでいますし、適応指導教室も開設して児童も受け入れています、まだ適応指導教室や別室登校にま

で至らない児童生徒が存在するという事は確かで、まだそこを解決しきれていないと思っています。学校と医療や福祉の関係機関との連携がもっと重大になってくるということを含めて、サポート体制が不十分ということで B 評価にさせていただいたということです。

◆松丸次長

そよかぜ学級への登校児童が減っているので A 評価でもいいと思いますが。

◆東口課長

本当はもっとそよかぜ学級へ来てもらって、学校へ登校するきっかけを作っていただきたいのですが、そこまでできていないということもあります。

◆小松委員長

これは教育委員会だけで解決できる問題ではないと思います。家庭の状況や、福祉の問題も出てくると思います。

◆谷委員

2年連続で B 評価ですし、エドバイザー評価も B なので、この問題は課題があるということ認識しなければいけないと思います。

◆小松委員長

すぐによくなることではないし、難しいですが、教育委員会としても大きな課題と捉えてもいいと思います。

どうでしょうか。評価はこれでよろしいですか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

“(2)「生きる力」を育む学校教育の充実”は事務局評価とエドバイザー評価にあわせませう。

続いて、“(3)開かれた学校教育を支える支援体制の強化”についてです。事務局評価とエドバイザー評価ともにすべて A 評価ですが、何かございませんか。

(3)の①ですが、学力調査の時に生活習慣の調査をしていると思いますが、早寝・早起きなどの傾向はどうなっていますか。

◆東口課長

朝ごはんについては、ほとんどの生徒については食べてきていますが、できていない生徒については「早寝・早起き・朝ご飯」についても家庭で協力してくださいということで指導しています。

◆小松委員長

早寝・早起きについてはどうですか。

◆東口課長

中学生になるとスマートフォンの使用などで睡眠時間が遅くなっているようではあります。

◆谷委員

取り組みなので今委員長が言ったような数値を毎年見せていただくと参考になるので入れて欲しいです。

◆倉本教育長

入れられるようであれば、先ほどの肥満傾向や早寝・早起き・朝ごはんなどの数値を入れると分かりやすいと思います。

◆小松委員長

数字で出していただいた方がはっきりするし、わかりやすいです。

◆谷委員

さらに、何年か分の数字がまとめて見られるとありがたいです。

◆小松委員長

他にありませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

それでは、“(3) 開かれた学校教育を支える支援体制の強化”については事務局評価とエドバイザー評価にあわせませす。

続いて、“3・豊かな「学び」を支援する教育環境の整備・充実”の“(1) 適正規模。適正配置に向けた学校統合の推進”についてです。

ここでは(2)の③が26年度B評価でしたが、A評価に上がっています。

◆東口課長

平成28年度は(1)と(2)の内容は変わります。また、(3)も認定こども園となります。

◆谷委員

(2)の③、統合の話ですが、エドバイザーの先生がA評価3名とB評価2名でわかれています。私は統合についてはできていると思っていますが、エドバイザーさんの意見が分かれています。なぜでしょうか。

◆東口課長

この項目についてはご意見ございませんでした。

◆小松委員長

(2) 小学校の統合の推進についても先ほどのように実績がないのであれば斜線でもいいのでしょうか。

◆東口課長

ここについては交流学习を通してということで、小規模校との交流学习は実施しています。

◆小松委員長

実施している項目については評価したらいいと思いますが、実施していないものは評価しなくてもいいと思います。

◆倉本教育長

(1)の②のチェンスクールで合同で授業したりして、適正規模に向けての取り組みはしています。そのような視点からみるとできていると思います。

◆小松委員長

そうであれば、実施内容に書いた方がいいと思います。この文章だけであれば、チェンスクールや小中連携していた、小規模校のデメリットを解消するなど文章に入れた方がいいと思います。

◆東口課長

(2)の①が“解消を目指した学校統合を推進する。”となっています。先ほども言いましたようにチェンスクールは小規模校のメリットを引き出すのであって、統合を推進するという意味合いではないので、この実施内容には書いていません。結局、統合推進は出来ていないので、斜線がいいけど今後も引き続きという形でまとめさせていただきました。

◆松丸次長

“(2) 小学校の統合推進”が無くなりますので、斜線の方がいいのかもわかりません。

◆小松委員長

斜線でよろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆東口課長

(2)の③を斜線でよろしいでしょうか。①も27年度はなくても28年度で政友小学校は休校になるという方向性は決まりました。今後も複式学級解消を目指した学校統合を推進するといった状況があればですが、ただ、③の実施内容の“国が公表した統廃合に関する手引き案”というのも結局は山間部にはそぐわないような通学距離や通学時間を決めています。三好市の山間部では通学に40分バスに揺られると学校へ行くだけで疲れてしまうので、そういった事情から簡単に統合は出来ない

いう理由もあります。

◆小松委員長

(2) の②は評価できますよね。③は斜線として、①をどうしますか。これだと、学校統合を推進するとはっきり書いているので評価はなしになるか、B 評価になると思います。

◆倉本教育長

①も斜線でいいと思います。そして①と③ぶ文言を変えなければいけないと思います。

◆小松委員長

よろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

質問ですが、(3) の③ですが、“池田町の3園(池田幼・三縄幼・箸蔵幼)では昨年引き続き、希望者に対して、通常保育日の午後保育、及び長期休業中預かり保育を実施した。”とありますが、幼稚園の認定こども園化の考えはいかがですか。

◆松丸次長

具体的の方針を出すところまではいっていませんが、検討しなければいけないという認識はあります。旧の池田町地区には保育園と幼稚園があり、それをどうするかということで、たとえば、池田幼稚園だけを認定こども園にするとすれば全体と整合性取れないということになります。

◆小松委員長

今までの認定こども園は保育所型の認定こども園ですよね。だから、幼稚園型の認定こども園もあったらいいのではないかと思います。

他にありませんか。

◆委員一同

ありません。

◆小松委員長

それでは“(1) 適正規模。適正配置に向けた学校統合の推進”は事務局評価とエドバイザー評価にあわせませす。

続いて、“(2) 安心で安全な施設設備の整備・充実”についてです。事務局、エドバイザー両方共の評価がすべてA 評価です。よろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

それでは、“(2) 安心で安全な施設設備の整備・充実”については事務局評価とエドバイザー評価にあわせませす。

続いて、“(3) 情報化社会に対応した教育環境の充実”についてです。事務局評価とエドバイザー評価が分かれています、いかがでしょうか。

(2) の①と②が事務局評価がA 評価で、エドバイザー評価がB 評価ですが、いかがでしょうか。

◆東口課長

この項目については事務局の担当とエドバイザーさんの温度差があると思います。例えば、(1) の③の年間アクセス数ですが、担当に聞くとアクセス数は減っていますが、新規訪問のユーザーの割合が増加しているとのこと。皆さんも学校教育課のホームページから各学校のホームページへ入って行けるとは思いますが、各学校でもホームページの更新も積極的にしている学校は増えています。だから事務局評価はA 評価になりました。

(2) の①はエドバイザーさんは各学校へ行ったときに不十分だと感じられたと思いますが、実施状況だけ見れば、昨年度ICT の支援員が訪問した学校数は5 校のみでしたが、27 年度については三好市でICT 支援員を雇い、全校各学期に1 回程度ですが、巡回しています。その時に今年小学校に導

入したデジタル教科書や電子黒板の支援や、来年度入れる中学校の分についても支援していくということで、事務局では A 評価とさせていただきました。

◆倉本教育長

(1) の③については新規訪問者が増えているということですが、全体のアクセス数は減っているの
で、B 評価の方がいいと思います。

◆小松委員長

(1) の③は B 評価でよろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆倉本教育長

(2) の①については先ほどの東口課長の説明を聞くと A 評価でいいと思います。

◆小松委員長

よろしいですか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

(2) の②も事務局とエドバイザーの評価が違いますがどうでしょうか。

◆東口課長

毎年セキュリティー研修はこれまで 4 月 1 日あった辞令交付式の後、その場で新任の先生方には研
修を受けていただき、この研修を受けなければ三好市のコンピュータは操作できないというふうにし
ております。

◆松丸次長

なぜエドバイザーさんは B 評価なのですか。

◆東口課長

エドバイザーさんからの意見はございません。しかし、見ていただくとエドバイザーさんの 5 人中
3 人の回答になっております。だから後の 2 人はわからないということで回答していないと思います。

この項目の反省点としたら、全職員向けの研修ができていないということで、普及・啓発ができて
いないということです。

◆倉本教育長

事務局評価は A 評価ですが、実施内容をみると、“三好市で初めて勤務する職員に対してセキュリ
ティ研修を実施した。”という内容はいいと思いますが、“全職員向けに啓発が不十分であり、”とい
うのは A 評価ではないように思います。だから“全職員向けの研修を毎年することは難しいが、e ラー
ニングや管理職や担当者向けのセキュリティー研修などを検討した。”とすれば、事務局評価を通しても
いいと思います。

◆小松委員長

(2) の②と (3) の②は同じですか。

◆東口課長

(3) の②は実施内容の変更が必要だと思います。

では、(2) の②は“全職員向けの研修を毎年することは難しいが、e ラーニングや管理職や担当者
向けのセキュリティー研修などを検討した。”としたいと思います。

◆小松委員長

よろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

ここで重要な項目は (3) の①だと思います。ここの項目の事務局評価がまだ B 評価のままなので

今後の重点課題ということで考えたいです。

◆松丸次長

各学校で土曜授業の中で年に1回は勉強をしていただけるようになりました。

◆小松委員長

トータルとして今の内容の変更でよろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆東口課長

それでは、確認します。まず、1、教育委員会の活動からいきたいと思います。評価としては変わりありませんが、意見として、教育委員会と市長との連携では総合教育会議の予算の時は前もって勉強会や話し合いが必要であるということです。2、教育委員会が管理執行する事務では、(10)の通学区域の設定については実施状況の文言を“平成27年度については、休校等を決定した学校が無かったため通学区域の変更等は実施していない。”として、評価を斜線にします。総合評価はA評価にさせていただきます。3、教育委員会が教育長に管理・執行を委任する事務については2・たくましく、未来にはばたく子どもの育成の(3)の意見として、今後参考数値を入れるように検討するように事務局で考えていきたいと思います。3・豊かな「学び」を支援する教育環境の整備・充実の(1)の(2)小学校の統合の推進については①と③の文言を修正したうえで評価は斜線にすることで、変更いたします。(3)の(1)の③は教育委員会はB評価、(2)の①については、エドバイザー評価はB評価ですが、教育委員会はA評価、(2)の②は“全職員向けの研修を毎年することは難しいが、eラーニングや管理職や担当者向けのセキュリティ研修などを検討した。”と文言を変更しA評価でいきたいと思います。(3)の②については、文言変更を検討し評価はA評価でいくということでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆東口課長

ホームページや議会へ報告を提出しなければいけないので、よろしくお願いします。

◆小松委員長

以上で平成28年3月の定例教育委員会を終わります。大変お疲れさまでした。

以上

本会議録に相違ないことを認め署名する。

平成28年 月 日

委員長

議事録署名者

書記